

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和2年3月6日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

住 所 東京都品川区二葉1 [REDACTED] 5号212  
名 称 株式会社M2モビリティ  
代表者の氏名 橋本清治

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

弊社は現在海外製パスポートリーダー装置を輸入し、国内のホテルソフトウェア開発会社、セルフチェックイン機開発会社等を通じて旅券の写しの電磁的記録用途に販売を行っているが、4年を経て大手ホテルチェーン、外資系ホテル等への普及が進み、今後は訪日外国人のリピーターの増加により地方ホテル、旅館等でも同様のニーズが想定されるが、旅館や地方ホテルでは主要都市に比べ資力や設置スペースがなく安価で小型のリーダーの導入が必要。また現在の人手不足を背景にフロント業務の生体認証による無人化やVIPゲストに対する部屋でのチェックインなどの新規の利用方法が想定され、そのニーズに沿った製品及びソフトウェアの投入を新規事業として計画している。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

今回の新事業活動は「新商品の開発又は生産」にあたり、従来のフルページパスポートリーダーを使用した旅券の電磁的記録方式に加えて新たに導入をするRFID(IC)リーダー付簡易パスポートリーダーにより、今まで販売が困難であった中堅ホテル、旅館、地方旅館、ゲストハウス、簡易宿所等への拡販が可能となる。また既存施設に対しても通信機能とRFID(IC)リーダーを搭載したタブレット端末を販売することで、VIPに対する部屋でのチェックイン等のニーズにも対応可能となる。

(需要獲得見込み)

① 小型・安価パスポートリーダー

年間販売数（新規）500施設  
[REDACTED]

年間販売価格：40,000,000円  
[REDACTED]

獲得利益：14,000,000円 (a)

② RFIDリーダー付、モバイルタブレット端末

年間販売数（新規）200施設  
[REDACTED]

年間販売価格：50,000,000円  
[REDACTED]

獲得利益：17,500,000円 --- (b)

(a) + (b) 合計

年間売り上げ：90,000,000円

年間利益：31,500,000円

2. 新事業活動及びこれに関する事業活動の内容

(1) 事業実施主体




新製品提供事業者：弊社

新製品購入対象者：既存の販売会社（ホテルシステム開発会社、セルフチェックイン機開発会社）

(2) 事業概要

2種類の新規製品の導入

製品仕様、機能比較

比較項目	フルバージバスポート リーダー	バスポート IC リーダー	モバイル型タブレット パ スポート IC リーダー
リリース	販売中	販売予定	販売予定
サイズ(幅 x 奥行 x 高さ)mm	143 x 171 x 65	140 x 90 x 110	196 x 21 x 213
重量(g)	750	150	850
接続インターフェース	USB2.0/3.0	USB2.0	USB2.0/LAN/WAN/LTE
給電	AC アダプター(USB2.0)	USB ポート	AC アダプター
	USB ポート(USB3.0)		内蔵バッテリー
<b>パスポート読取り機能</b>			
MRZ	○	○	○
画像取得	○	×	×
MRZ/OCR	○	×	×
IC データー	○ オプション	○ (標準)	○ (標準)
国籍	○	○	○
名前	○	○	○
旅券番号	○	○	○
顔写真	○	○(デジタル写真)	○ (デジタル写真)
真贋	×	○	○
1 アクション読取り	○	○	○
対応 O/S	Windows/Linux	Windows/Linux/Android	Android
<b>その他のインターフェース</b>			
指紋リーダー	×	×	○
接触型 IC リーダー	○ (オプション)	○ (オプション)	○
NFC リーダー	△	△	○
カメラ	×	×	○
デスクトップ	○	○	○
組込み	○	○	×
持ち運び (通信機能)	×	×	○
製品イメージ			



**B: パスポート IC チップ内情報(写し) (今回確認対象)**

パスポートはしくみ上、写真ページ（前ページ）と全く同じ情報をICチップ内に保存しており、入国管理では両者の情報を比較することでパスポートの真贋判定をしています

Data Group	Data Element
DG 1	Document Details
DG 2	Encoded Headshot
DG 3	Encoded Face
DG 4	Encoded Fingerprint
DG 5	Encoded Palm print
DG 6	Encoded Iris biometrics
DG 7	Displayed Portrait
DG 8	Reserved for Future Use
DG 9	Signature
DG 10	Data features
DG 11-13	Additional Details
DG 14	CA Public Key
DG 15	AA Public Key
DG 16	Persons to Notify
SOD	Security Data Element

ICチップ内にはLDSという領域がありこの中のDG1(=MRZ)DG2(デジタル化された写真)がパスポート作成時に保存されています  
このデータを読み出すことでパスポート情報（写し相当）を取得できます。ただしスキミング防止の観点からICチップ情報へのアクセスには画像のMRZ情報からアクセス用のキーを作成する必要があります。



RFID 機能付きパスポートリーダー例

DG2:IC チップ内写真

Picture

Personal Data

Name	VIKTORIA	Surname	KARPATI
Date of Birth	21/02/92	Nationality	Hungary
Sex	F	Valid until	01/01/16
Document Number	HU1234560	Document Type	IP
Issuer	Hungary	Optional Data	123456782

Access Control

BAC

EAC

Chip Authentication Terminal

Passive Authentication DG 16

Active Authentication

Antenna

Front

Back

Configuration

ID Box port number: COM3 - ID BOX

Read Document

Options

Log

Reading EF.COM..

EF.COM Read.

Reading DG1..

DG1 Read.

Reading DG2..

DG2 Read.

Disconnected.

Reading State

Detect MRZ

Read MRZ

Detect Chip

Read Chip

DG1:MRZ 情報 (国籍、氏名、旅券番号など)

図 2 : RFID 機能付きパスポートリーダーの読取り結果

(3) 新事業活動を実施する場所

- ① 製品提供場所：既存の販売パートナーを通じて全国展開。ネット等による販売は行わずB2Bでのビジネスとする
- ② 製造場所：小型製品 ELICTIS社（製造本社フランス、販社：香港）  
：モバイルタブレット製品 Gen2Wave社（製造、販売とも韓国）

3. 新事業活動の実施時期

- 2020年1月： アルメックス社技術部にて小型リーダー製品評価（プロジェクト用途）
- 2020年1月： 1月29-30 第1回 横浜統合型リゾート産業展 出展  
<https://www.ir-expo.jp/yokohama-ir/>  
小型リーダー、モバイル型リーダー 展示、デモ実施
- 2020年2月： 2月18日-21日 国際ホテルレストランショー@幕張にて  
<https://www.jma.or.jp/hcj/>  
パートナー社（株式会社タップ及びアルメックス社）に小型リーダー、モバイル型リーダー展示、デモ実施
- 2020年4月： 各パートナー社を通じた本格販売開始

#### 4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

○旅館業法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号）

第六条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

○旅館業法施行規則（昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号）

第四条の二 法第六条第一項に規定する宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年十一月一日法律第百四十九号）

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年三月二十五日厚生労働省令第四十四号）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成とする。

別表第二

旅館業法 第六条第一項の規定による宿泊者名簿の作成

## 5. 具体的な確認事項

引用1)

平成28年4月19日

指紋認証システムによるホテルでの外国人の本人確認の取扱いが明確になりました

～産業競争力強化法の「グリーゾーン解消制度」の活用～ 産業競争力強化法に基づく「グリーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グリーゾーン解消制度」の活用実績 今般、事業者より、外国人旅行者が、自社クラウドシステムに事前に旅券の IC（集積回路）チップのデータと指紋を登録することで、登録以後、ホテル等で指紋をかざすだけで、登録された旅券情報を呼び出すことができる指紋認証システムによる「旅券の呈示」の扱いについて照会がありました。

厚生労働省及び経済産業省で検討を行った結果、今般事業者が開発した指紋認証システムを用いてホテル等に提示される旅券情報の電磁的記録を宿泊者名簿と紐付け保存することが旅館業法に基づく厚生労働省健康局長通知に規定する「旅券の写しの保存」に該当すること及びチェックイン時に同システムを利用して旅券情報を確認することは、同局長通知に規定する「旅券の呈示」を受けたものとしたと解してよい旨の回答を行い、その取扱いが明確になりました。

引用2) 平成17年2月9日発出、健発第0209001号(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生労働省健康局長通知)

旅館業法第6条の規定により、元来より「旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。」と規定している。

(弊社の見解)

弊社では従来より「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年三月二十五日厚生労働省令第四十四号）」の規定に基づき、海外製のフルページパスポートリーダーを国内のホテルシステム開発会社、セルフチェックイン機開発会社等を通じてホテル、旅館様に「旅券の写し」の電磁的記録手段として提供させて頂いております。

この場合、外国人宿泊客がチェックインする際本人より（対面にて）旅券を預かり、その後パスポートリーダーにより写し（画像）を取得しデータとして保存し、この作業をホテルチェックイン時にパスポートリーダーと PC に搭載されたアプリケーションソフトウェアによりオフラインで行って来ました。本件新事業は、旅券の IC（集積回路）チップのデータを「旅券の写し」として保存するものでございますが、引用2)において引用した通達でも「旅券の写し」ということのみが規定されており、画像/IC チップのデータの別は規定されておらず、加えて、画像と IC チップデータの間には内容の差異もございません。さらに、引用1) で引いたように、過去、IC チップデータを保存する新事業についても、旅館業法等には違反しない旨、既に明らかにされており、当該事業と本件新事業の異なる点は、保存場所がクラウド上か、各ホテルの個別のオ



フライン環境であるかのみである。したがって、本件新事業は、旅館業法第6条第1項に何ら反するものではないと考えます。

